

令和6年度工事監査（工事技術調査）報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査としての工事監査

第2 監査の実施期日及び場所

- (1) 実施期日 令和6年11月7日
- (2) 実施場所 駒ヶ根市役所第5会議室及び現場

第3 監査の対象

- (1) 工事名 令和5年度（繰越）繰越
交通安全対策補助 通学路緊急対策事業 歩道整備工事
- (2) 工事場所 駒ヶ根市 柏木 市道光前寺南線
- (3) 工事担当課 駒ヶ根市 建設部 建設課
- (4) 工事期間 令和6年6月26日～令和7年3月19日
- (5) 工事請負金額 79,200,000円（税込み）
- (6) 工事概要 施行延長 $L = 229\text{ m}$ $W = 10\text{ m}$ （歩道 2.5 m ）
側溝工 $L = 400\text{ m}$ 舗装工 $A = 2,011\text{ m}^2$
プレキャスト型擁壁 $H = 0.75\text{ m} \sim 1.0\text{ m}$ $L = 81\text{ m}$
- (7) 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (8) 入札年月日 令和6年6月19日
- (9) 契約年月日 令和6年6月26日
- (10) 進捗状況（令和6年10月31日現在）
(計画) 14.1% (実施) 11.0%
- (12) 工事請負者 株式会社 小平建設

第4 監査の方法

対象工事について、計画、設計、契約事務、施工、安全管理等が適正かつ効率的に行われているかについて、事前に提出を求めた書類・図面等を調査し、担当職員等から事情を聴取する方法により監査を実施した。また、書類審査後に工事現場の巡視を行い、施工状況等についても実査した。

監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、工事技術調査を公益財団法人大阪技術振興協会に委託し、委託先より派遣された技術士とともに監査を実施した。

第5 監査の主眼

工事の計画、調査、設計、仕様、積算、契約、施工、管理、監督、試験、検査等、各段階における技術面の適正性を主眼とし、併せて経済性、効率性、安全性の観点にも留意して書類審査及び現地調査を実施した。

< 監査の重点項目 >

- (1) 工事計画は、合理的に作成されているか
- (2) 設計の積算及び変更は、適正に行われているか。
- (3) 入札の公告等の諸手続きは適正、かつ公正に行われているか。
- (4) 法令等を遵守して確実に施工されているか。
- (5) 工事現場等の安全管理は充分になされているか。
- (6) 工事技術の水準は、一定以上のレベルのものであるか。
- (7) 工事原材料等は、質的に適当なものであるか。

第6 監査の結果

監査した範囲において、計画・設計段階から施工段階まで手続き上に大きな問題はないと認められた。また、設計段階、監理・監督業務、施工管理においては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、監査結果については、工事技術調査委託先の技術士が提出した工事監査技術調査結果報告書を参考とした。

また、本監査に係る委託先技術士による所見は、別紙報告書(資料)のとおりとなっているので、内容を確認するとともに今後の工事技術の参考とし、一層の技術向上に努められるよう期待する。

駒ヶ根市
令和6年度工事監査技術調査結果報告書

令和6年11月28日

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門） 玉野 好晴

調査実施日 : 令和6年11月7日（木）

調査場所 : 駒ヶ根市役所及び
現地（駒ヶ根市柏木 市道光前寺南線）

監査執行者 : 代表監査委員 竹村 正司
監査委員（識見） 下平 昭治
監査委員（議選） 小林 敏夫

調査立会者 : 監査委員事務局
事務局長 車田 庄治
書記 伊藤 優子

調査対象工事 : 令和5年度（繰越）
交通安全対策補助 通学路緊急対策事業 歩道整備工事

【調査結果報告】

■対象工事名：令和5年度（繰越）交通安全対策補助
通学路緊急対策事業 歩道整備工事

1. 工事内容説明者

・対象工事関係

| | | | | |
|-----|-----|--------|----|----|
| 建設部 | 建設課 | 課長 | 宮下 | 佳和 |
| | | 道路河川係長 | 中原 | 誠志 |
| | | 主査 | 北林 | 要 |
| | | | 林 | 広夢 |

・工事現場関係

小平建設株式会社
現場代理人・監理技術者 米窪 栄一

2. 工事概要

1) 工事場所 駒ヶ根市柏木（市道光前寺南線）

2) 工事内容

施行延長 L=229m W=10m（歩道 2.5m）

側溝工 L=400m

舗装工 A=2,011 m²

プレキャスト L型擁壁 H=0.75m~1.0m L=81m

| | |
|---------|----|
| 道路改良 | 一式 |
| 道路土工 | 一式 |
| 擁壁工 | 一式 |
| 排水構造物工 | 一式 |
| 側溝工 | 一式 |
| 構造物撤去工 | 一式 |
| 舗装版撤去工 | 一式 |
| 舗装 | 一式 |
| 地盤改良工 | 一式 |
| 舗装工 | 一式 |
| 区画線工 | 一式 |
| 給水設備工 | 一式 |
| 道路附属施設工 | 一式 |
| 仮設工 | 一式 |

3) 入札方式 一般競争入札【総合評価】

4) 工事請負会社 (株)小平建設

5) 現場代理人 米窪 栄一

6) 監理技術者 米窪 栄一

7) 設計業者 株式会社ジッソク

8) 事業費

設計金額 80,025,000 円（税込）

契約金額 79,200,000 円（税込）

請負率 98.9%

9) 工事期間 令和6年6月26日～令和7年3月19日

- 10) 工事進捗状況 計画 14.1% 実施 11.0% (令和6年10月31日現在)
- 11) 公告日 令和6年5月28日
- 12) 開札日 令和6年6月19日
- 13) 契約年月日 令和6年6月26日
- 14) 前払金 31,600,000円
- 15) 契約及び前払保証 東日本建設業保証株式会社
- 16) 工事監督員 監督員 北林 要
副監督員 林 広夢

3. 工事監査における所見

1) 総括所見

「駒ヶ根市道路整備プログラム」の中で「市民アンケート結果」が掲載されており、歩行者側からの道路整備の満足度を見ると、近年に幹線道路における歩道整備を実施した地区は満足度が高くなっているものの、全体でみると「やや不満である」が最も多くなっており、その理由に多いのは「歩道の未設置」「歩行中が危険」「歩道の狭さ」などの指摘があることから、歩行者の多い箇所から優先的に整備することが必要となっている。本工事は「整備プログラム」の整備優先順位がもっとも高く、小学生の通学路ともなっている、市道光前寺南線への歩道設置工事であり、最優先で着手が必要な工事であるといえる。

(工事着手前における技術調査の着眼点)

2) 工事事務における調査及び助言

ア 工事計画の合理性

① 設計方針の妥当性

歩道の幅員は道路構造令で 2.0m以上とされているが、本設計における幅員 2.5mは、70 歳以上の高齢者の乗る自転車の歩道走行や将来必要となるかもしれない施設帯設置幅、歩道設置が片側だけであることからも妥当な計画である。

歩道は車道から 20mm 高のセミフラットとしており、高齢者の自転車利用、身障者の車椅子利用にも配慮された構造となっている。

② 工期の設定

工種ごとの必要日数を積み上げ全体工期を設定しているが、実工程においても、沿道にあるクリニックへの通院、農業用水利用に支障を生じさせない

ことをコントロールポイントとして工事が進められており、現時点で、厳しいながらもほぼ工程通りに進んでいるとのことであり、工期の設定は適切である。

③ 地元住民に対する事前説明と調整

工事の着手に先立って、工事による影響があると考えられる地区住民に対し、説明会を開催、10名程度が出席、概ね理解が得られているとのことである。欠席者へは回覧板による情報提供し、工事開始後も目立った苦情は無いとのことであり、適切に調整がなされたと判断できる。

イ 設計内容の妥当性

① 事業目的に適合した設計

側溝本体を据付後に底版コンクリートを打設することで道路の縦断勾配に関係なく水路勾配を設定できる自由勾配側溝や L 型擁壁と水路とが一体化した片土留側溝等、現場に適応した製品を採用して省力化を図っている他、歩道と車道との段差を小さくして上がり降りをしやすくするなど事業目的に適合した設計となっている。

② 法令等に適合した設計

道路設計においては道路構造令及び関連する基準等に則って設計されており、設計は法令等に適合したものとなっている。

③ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書の的確性

設計図書は適正に作成され、それを別途、照査したものであり、的確な内容となっている。

④ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計

新たに設置される歩道は、車道から 2cm 程度の段差をつけているが、車椅子でも車道から支障なく乗り入れが可能であるとともに、歩道内に設置されている側溝についても歩道面と段差のないフラットな蓋付構造となっており、高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっている。

⑤ 設計単価等の適正

標準単価の他、物価版（建設物価・積算資料）、見積徴収等により設計単価を設定しており、適正である。

⑥ 設計変更

本調査時点で設計変更、及びその予定はない。

ウ 入札の公告等の諸手続きは適正、公正

① 入札条件、内容の明確性

令和6年5月28日付の公告により、入札者の条件、総合評価の方法、落札者の決定方法が明確に示されている。

② 資格審査事務の適正、適正化法に基づく参加資格及び名簿の公表

資格審査事務は適正に実施されていることを、入札経過書、評価調書、評価結果書により確認した。

また、参加資格及び名簿は、令和4・5・6年度建設工事入札参加資格者名簿として公表されている。

(工事着工後における技術調査の着眼点)

エ 施工の確実性

① 設計に基づく確実な施工

施工に先立ち、現地測量により基準点を設定し、必要箇所に仮ベンチマークを設置。基準点をもとに、中心線測量、縦横断測量、用地測量を実施、官民境界を明確にするとともに、関係機関と協議し地下埋設物に支障を及ぼさないよう移設等の処置をする。これらの準備と並行して現場の保安施設、防護柵、標識・看板を設置し、丁張の設置、施工、と仕様書に示された手順を踏んでいるとともに、掘削面の土質、のり面安定の観察も実施、片側交互交通規制時には、交通誘導員による誘導と、安全で確実な施工が実施されている。

② 工程表による工程管理の適切性

毎月、受注者より工程表と出来高が提出されて、計画出来高と実績出来高の差異の理由が監督員に説明されており、適切である。

③ 関連工事相互間の調整

関連する工事はない。

④ 品質管理の適切性

品質・出来形等については、仕様書・基準に定められた監督員による確認・検査、日常の施工状況把握・施工管理により品質管理が行われており、適切である。

⑤ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期

本調査時点では工期変更、設計変更は無い。

⑥ 監督及び検査、検収、立会は厳正

監督及び検査、検収、立会は厳正に行われている。

- ⑦ 監督又は検査の補助事務を市職員以外の者に委託した場合の履行並びにその内容確認の適不適
該当する委託は無い。

オ 工事現場等の安全管理

- ① 仮囲い及び保安施設等の設置・管理の適不適
仮囲い及び保安施設等は適切に設置され、日常点検で点検・管理されている。
- ② 現場の安全巡視、安全教育の適切性
現場での安全巡視及び安全確認は請負者、監督員、双方により行われるとともに、L型擁壁、水路、仮設鉄板等、重力物をクレーン仕様のショベルカーを使用する吊り下げ作業にあたっては、チェックリストによる安全確認を作業責任者と現場代理人それぞれが独自に行っているとのことであった。定期的な安全教育は現場あるいは社屋で行われており、新規入場者教育については、必ず新規入場者が入場する日の朝一番に行っているとのことである。適切な対応である。
- ③ 現場周辺住民への工事災害防止対策等の適切性
現場の周辺住民が誤って作業箇所へ近づくことのないよう適切に仮囲い、保安施設を設置するとともに、現場近くの通行者、特に小学生の動きに注意して作業を行っているとのことであり、適切である。
- ④ 工事前に被害が予想される箇所の着手前状況の記録
工事着手前調査において着手前の写真撮影、縦横断撮影を行っており、被害が予想されるものについても着手前状況は記録され適切である。

3) 工事技術における調査及び助言

ア 工事技術の水準の適性

- ① 工法等についての適不適
ほぼ平坦な場所での工事であり、特殊な工法は用いられていないが、0.45 m³バックホー（クレーン仕様）を掘削に、クレーンにと活用して狭い現場で効率良く作業が行われている。設計での自由勾配側溝や水路とL型擁壁とが一体化した片土留側溝を含め、採用された工法は本現場に適したものであると判断できる。
- ② 工事内容・工事個所の状況把握の妥当性
片側交互規制で工事が行われており、調査した際も、通行する車が滞留すること無く、両側の交通誘導員が連携して適切に処理されていた。

イ 工事原材料等の品質

工事に使用する原材料等は、品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を添付して受注者より監督員へ申請され承諾されたものであり、品質は仕様書に示される規格を満たすものである。

ウ 技術調査結果の要点

特殊な工事ではないが、前の各項目で述べたように、沿道にはクリニックがあり、用水路の水を必要とする田畑があるととも、小学生の通学路となっていて、かつ車の通行も比較的多い中で、片側交互規制で工事が行われている。これまで、事故は無く、周辺地域に支障をきたすこともなく、順調に工事が進められている。工事の完成に向けて、今後も安全に円滑な工事施工を進められることを期待しています。

以 上